

## 令和4年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 議案第6号 空き家に附属した農地の指定について
  - 議案第7号 令和4年度意見書について
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第3号 農地利用意向調査の実施について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸(欠席)
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳(欠席)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(3名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、寒くなって参りました。師走を迎え、本年最後の農業委員会総会となりました。

本年を振り返ってみますと、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症に翻弄された年ではなかったかなと思います。

来年こそは、穏やかな年であることを願わずにはられません。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案7件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号2番委員、同4番委員、同16番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年12月小都市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番 寺崎 多加子 委員、12番 中原 孝司 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局からの提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、大崎地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会委員 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会委員から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局からの提

案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、山隈地内の畑1筆です。農業用施設として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですけれども、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地です。

今回、農業用施設を設置したいという申し出がありました。

農用地を農業用施設用地にしたいとのことで、用途の区分を変更して、今回、転用申請として、出てきたものです。

したがって、地図に謳っておりますように、農振地内の農業用施設用地という農地区分になっています。

計画図をご覧ください。該当地、既に、農業用施設として、設置されておりますので、現況平面図と土地利用計画図は同一の図面になっております。

計画としましては、トラクターなどの農機具を置いたり、農業用資材を置くための施設を設置したいという使い方を計画されています。

申請地の給水は発生しませんが、排水については、原則、地下浸透するところですが、一部、表面の雨水については、東側の県道側に流す計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました、地区会議におきましても、了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容

等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書をつけて県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、33件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号21番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○豊福書記 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、井上地内の畑2筆、上岩田地内の畑4筆、山隈地内の畑1筆、合計7筆です。露天資材置場として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地ですので、原則として、農地転用は出来ないこととなりますが、3年以内の一時転用としての利用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準を満たすこととなります。

計画図を見ていただきますと、大きく2か所に分けて使うような計画になっています。図面に表記しておりますように、土を仮置きする計画になります。二区画を設ける周囲には、素掘りの側溝を設け、沈砂池を経

由して、雨水の上水だけを既存の水路に排出する計画となっています。  
以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に番号2から議案書4ページ番号5は、同一案件ですので、一緒に説明します。

申請地は、井上地内の畑12筆です。露天駐車場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地ですので、原則として、農地転用は出来ないこととなりますが、3年以内の一時転用としての利用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準を満たすこととなります。

申請地の造成計画平面図を見ていただきますと、駐車場、台数としまして706台のスペースを確保したいということで、計画を立てられています。駐車マスのような形で、706台が入るような形になっています。

こちらの計画についても、周囲に素掘り側溝、沈砂池を經由して、雨水の上水だけを既存の水路に排水する計画となっております。

また、こちらの造成につきましましては、断面図に記載が有りますように、盛り土20センチメートル、その上にクラッシャーラン、碎石を10センチメートル程敷き均して、駐車場として利用する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、議案書5ページ番号6は、三沢地内の畑1筆です。露天資材置場として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、甘木鉄道立野駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置しております。

ここで、立野駅について補足ですけれども、通常、駅から500メートル圏内が第2種農地の判断ができるとなっておりますが、立野駅については1キロメートル圏内、宅地化を求めますと、40%以上確保されているということがありまして、1キロメートルまで、第2種農地に判断されることとなっております。

申請地の隣、地図が古いので、今とは実情が違っておりますが、申請地と併せて、露天資材置場として利用したいという、申請内容になっています。

よく、同一事業で利用するものになりますので、第2種農地ですけれども、同一事業の案件ということで、候補地比較も不要で立地基準を満たすこととなります。

また、給水は発生しません。排水については、土地利用計画図にありますように、西側市道の方に勾配を設けて、排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号7から議案書13ページ番号26までは、同一案件ですので、一緒に説明しますが、お手元に別に配付しております議案書のとおり、一部の訂正をお願いいたします。

申請地は、松崎地内の畑48筆です。文化財の発掘調査のため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地ですので第1種農地に該当します。第1種農地ですので、原則として、農地転用は出来ないこととなりますが、3年以内の一時転用としての利用ですので、例外規定に該当します、尚且つ、文化財の発掘調査ですので、「特別な立地条件」を必要とすることから、立地基準を満たすこととなります。

申請地の土地利用計画図を見ていただきますと、給水は発生しませんし、排水については自然流下の計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

最後に、議案書14ページ番号27から議案書16ページ番号33までは、同一案件になりますので、一緒に説明します。

申請地は、福童地内の田8筆、畑3筆、合計11筆です。文化財の発掘調査のため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置しております。

こちら先程の立野駅と同様に、端間駅の宅地化率を見てみますと、宅地化率40%以上、確保されているところから、概ね1キロメートル圏内は第2種農地に分類されます。

それ以外の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の区域内

にある農地に分類され、第1種農地に該当いたします。こちらも、3年以内の一時転用としての利用ですし、文化財の発掘調査ですので、「特別な立地条件」を必要とすることから、立地基準を満たすこととなります。

申請地の(土地利用)計画図を見ていただきますと、給水は発生しませんし、排水については自然流下となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、番号1から番号33までは、先月開催しました、地区会議におきましても、了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終ります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 それでは、議席番号21番委員の入室を許可します。

(入室案内)



○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、平方地内の田1筆、畑1筆及び光行地内の田1筆、合計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、下岩田地内の畑1筆、稲吉地内の田1筆、合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入するものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書18ページ、番号4は、三沢地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会委員 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会委員から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いしますが、農業委員会等に関する法律

第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号6番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について 提案理由の説明をいたします。

今回の案件は、11月の利用権設定に申請人の都合により間に合わなかったものですが補助事業等の関係で、新規15件の申請を受理いたしております。

なお、公告は12月14日付といたしております。

議案書19ページ番号1は、三沢地内の畑2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、番号2は、三沢地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、番号3は、三沢地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、議案書20ページ番号4は、三沢地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、番号5は、光行地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号6は、井上地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、

期間、賃借料の説明)

次に、議案書 2 1 ページ番号 7 は、二森地内の田 3 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号 8 は、福童地内の田 2 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、番号 9 は、福童地内の田 1 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、議案書 2 2 ページ番号 1 0 は、福童地内の田 8 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、議案書 2 3 ページ番号 1 1 は、下岩田地内の田 1 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間等の説明)

次に、番号 1 2 は、古飯地内の田 1 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号 1 3 は、井上地内の田 1 筆、上岩田地内の田 1 筆、合計 2 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、議案書 2 4 ページ番号 1 4 は、上岩田地内の田 2 筆、畑 2 筆、合計 4 筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号 1 5 は、干潟地内の畑 7 筆、吹上地内の畑 5 筆、上岩

田地内の田4筆、畑2筆、松崎地内の畑1筆、山隈地内の田2筆、畑5筆、下岩田地内の畑3筆、合計29筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、目的、期間、賃借料の説明)

以上につきましては、各地区会議において、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会よりご報告をお願いします。

○第1分科会委員 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会委員から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号6番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第6号、空き家に附属した農地の指定について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書28ページをお願いいたします。

議案第6号、空き家に附属した農地の指定について、提案理由の

説明をいたします。

農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、農地の保全及び有効活用を図るため、小郡市空き家利活用促進事業において登録された空き家に附属した農地について、「小郡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」を定め、令和元年6月から運用しています。

今回、空き家に附属した農地の指定申請がありましたので、審議をお願いするものです。

番号1は、下岩田地内の畑2筆です。

(位置図により場所の説明)

空き家バンクに登録されている空き家は、指定申請があつている農地に隣接しており、仮に取得された場合においても、農作業に、特に問題はないものと思われまふ。

なお、先月開催しました地区会議においても、了承をいただいております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会委員 ご報告いたします。

議案第6号、空き家に附属した農地の指定について、1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会委員から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第6号は申請通り承認し、指定します。

○議長 議案第7号「令和4年度意見書について」を議題といたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第7号、意見書についてご説明いたします。

皆さまご承知のとおり、10月の総会におきまして、第2分科会より、「排水の問題について、農業委員会としての全体の意見や意見交換や意見書もしくは、意思表示等の話し合いを検討していただきたいとのご意見」を受け、議長から役員会での検討が提案され、異議なしとのことにより、役員会で議論したところです。

役員会では、意見書を出してはどうか、とのことになり、11月の総会終了後に、再度、役員会を開き、原案を作成し、11月の地区会議において、委員の皆さんへ提案前の原案をお示ししたところです。

それでは、「持続可能な農業を創るための意見書(案)」をご覧ください。議案書30ページをご覧ください。

前文は、農業委員会では、農地利用の最適化の推進に取り組んでいるものの、農地については、今までにないような冠水被害が続いていること。

今後の大規模開発(農地転用)を考えると計画的な改修・整備が必要ではないかと考え、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、意見書を提出する、としております。

本文では、農地を次世代に引き継ぐため、農道を含めた農業用の排水路の計画的な整備を行うこと、としています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会委員 ご報告いたします。

議案第7号、意見書について、第1分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

- 議長 ただいま、第1分科会委員から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)
- 議席番号17番委員 はい、議長。
- 議長 議席番号17番委員。
- 議席番号17番委員  
こういう議案が出た場合、事前協議は出来ないのか。
- 議長 事務局。
- 事務局長 委員の方から、事前協議についてのご質問ですが、事前協議というのは、委員会の中での事前協議でしょうか、それとも、提出先との事前協議でしょうか。
- 議長 議席番号17番委員。
- 議席番号17番委員 どちらかというところ、計画が出た時、どこかの地域で、ある工場とかが出来た時に排水問題が云々とか、有ったと聞いていますので、計画書が出た時に地元の人たちの意見とかは反映できるんでしょうか、という質問です。
- 議長 事務局。
- 事務局長 お尋ねの趣旨が分かりました。趣旨としましては、転用の計画が出た時に、計画が出る前も含めてでしようが、地元の中で事前協議がなされる、その中で、農業委員が入ることが出来るのか、出来ないのかというご意見だったと思います。  
その点については、特段、農業委員が申請者側との協議がある時に、農業委員が関わらなければならないとかの、特段の規定は有りません。  
ですので、申請者側の方が、特におっしゃった内容としては排水承諾の事だと思えますが、排水承諾を求める時に、例えば、区長であるとか、水利委員であるとかと協議をされると思えますけれども、その席に、(区長や排水委員が)多角的な意見を求めるとな



りますと、例えば、その中の一人として、農業委員に枠をもらって、事前協議を行うということが、無いわけではないと思われま

す。ただこれが、全部の地域で行われているかという

こと、こちらの方（農業委員会事務局として）は把握をしておりません。ですので、それぞれの地域で、それぞれの取り決めで動か

れていると思います。また、逆に、農業委員の方が、そういった場合に、入りたいと言った時に、法律的にしなさいとか、出来ませんということも謳われてい

○議長 よろしいでしょうか。

○議長 他に意見・質問ないでしょうか。

ないようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案通り決定し、小郡市長へ提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の31ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出6件につきまして報告いたします。

番号1は、下西鯨坂地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号2は、山隈地内の田2筆です。

貸し主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号3は、二森地内の田3筆です。

借り主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書32ページ番号4は、井上地内の畑3筆です。

貸し主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号5は、井上地内の畑1筆です。  
貸し主に都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号6は、井上地内の畑2筆です。  
貸し主に都合により、合意解約されたものです。  
なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。  
番号1は、三沢地内の畑1筆です。  
一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第3号、「農地利用意向調査の実施について」を報告いたします。

議案書34ページをご覧ください。

8月に実施した「農地パトロール」において、遊休農地と確認した農地の所有者等へ「今後、その農地をどのように利用していくのか」を確認するために、農地法第32条の規定により、実施するものです。

なお、先月開催しました地区会議においては、令和4年度に新たに発生したものを対象にして、と説明申し上げたところですが、回答いただいていない前年までも含めたところで通知を出したところですので、報告いたします。

通知の件数は、15件となります。

以上で、3件の報告を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年12月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年12月9日(金) 午後3時12分閉会